

## 大網病院からのお知らせ 午後の外来診療を行っています



- ▶診療日=祝日を除く(月)~(金)
  - ▶診察開始時間=14時から
  - ▶受付時間=16時30分まで
  - ▶診療科=内科・外科・整形外科(整形外科は(火)午後は休診)
- 〒0475(72)1121 大網病院

### 「病気の予防や早期発見・早期治療のために」大網病院で人間ドックを受診しましょう

4月から大網病院の人間ドックがより充実した内容になりました。この機会に大網病院で人間ドックを受診しませんか。受診を希望する方は、大網病院受付または電話で申込みください。

#### ◆基本コースに胃内視鏡検査(胃カメラ)を導入しました

胃内視鏡検査は胃がんを早い段階で見つけることができるなど、予防医学の観点からも早期発見、早期治療に大変有効と考えられています(胃内視鏡検査は鼻からもできます)。

#### 人間ドックのご案内(平成30年4月~)

コース	検査内容	料金(税込)
A(半日) 基本コース	●内科診察 ●血液検査 ●身体測定・血圧測定 ●血清検査	43,200円
	●視力・聴力検査 ●糖尿病検査 ●眼底・眼圧検査 ●肺機能検査	
	●呼吸機能検査 ●肝機能検査 ●尿・腎機能検査 ●胸部X線	
	●便検査(便潜血・ピロリ菌) ●心電図 ●脂質検査 ●腹部超音波	
	●胃ペプシノゲン分泌検査 ●血液型 ●胃内視鏡検査またはバリウム検査	
B(半日)	A(基本コース)+ 胸部CT検査	59,400円
C(1日)	A(基本コース)+ 頭部MRI・MRA	64,800円
D(1日)	A(基本コース)+ 胸部CT検査、頭部MRI・MRA	75,600円
オプション	マンモグラフィー	5,400円
	骨密度検査	1,510円
	前立腺(P S A検査)	2,160円
	感染症検査(HBs抗原、HCV抗体、TPHA)	2,700円
脳ドック	●内科診察 ●脂質検査 ●身体測定・血圧測定 ●肝機能検査 ●尿・腎機能検査 ●糖尿病検査 ●頭部MRI・MRA	32,400円

\*オプションはA・B・C・Dコースに追加できます。

申・間市立大網病院健診センター ☎0475(70)1082

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険の方へ 人間ドックの助成を行います

市では国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入している方へ人間ドックの助成を行っています。

市と委託契約をした医療機関で人間ドックを受けるときに、検査費用(税抜)の7割相当額(4万円を限度)の助成を受けられます。

◆対象 詳細は問い合わせください。

◆国民健康保険被保険者 30歳以上75歳未満の方

- ・納期限までの国保税をすべて納めている方
- ・受診日と同じ年度内に人間ドック助成を受けていない方
- ・受診日と同じ年度内に市が行う特定健康診査を受診していない、かつ受診する予定がない方

#### ◆後期高齢者医療被保険者

- ・納期限までの後期高齢者医療保険料をすべて納めている方
- ・受診日と同じ年度内に人間ドック助成を受けていない方

・受診日と同じ年度内に市が実施する健康診査を受診していない、かつ受診する予定がない方

▼手続き方法 医療機関に予約後、受診日の10日前までに予約日・受診するコースの分かるものと印かん・被保険者証を持参し、市民課または白里出張所で申請してください。承認書を交付しますので、予約した医療機関へ提出してください(白里出張所で申請した場合後は後日承認書を交付します)。

市と契約している医療機関 Ⅱ 国保大網病院、浅井病院、

市民課高齢者医療年金班 ☎0475(70)0334  
市民課高齢者医療年金班 ☎0475(70)0336

### ●後期高齢者医療保険料・介護保険料の基本的な納期

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
特別徴収	●	○		○		○		●		●		●
普通徴収					■	■	■	■	■	■	■	■

○：仮徴収 ●：本徴収 ■：納付書または口座振替

## 高齢者福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度~平成32年度)を策定しました

高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で活躍できるまちづくり、介護が必要になっても安心して暮らすことができるまちづくりを目指し、市介護保険運営協議会や市民の方々からの意見をふまえて、「第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

#### ◆介護保険料の改定

65歳以上の高齢者が対象の第1号被保険者の介護保険料は、この計画の介護サービスは、

の見込み量をもとに3年ごとに見直します。平成30年度から平成32年度の第1号被保険者の保険料基準額年額を61,200円から63,600円に改定しました(詳細は広報5月号でお知らせします)。

また、介護給付費のうち第1号被保険者の負担割合が22%から23%へ変更されました。

4月1日から、介護報酬の改定により、各介護保険サービスの自己負担額が変更されます。金額等の詳細は担当ケアマネジャーや施設担当者にご確認ください。

## 平成30年度後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります

4月から、平成30年度の後期高齢者医療保険料・介護保険料の仮徴収が始まります。

#### ◆仮徴収について

年6回の特別徴収(年金からの納付)の期間のうち4月・6月・8月の3回分の徴収額は、仮徴収の金額となります。

平成30年度の保険料は平成29年中の所得で計算しますが、所得額などが確定する7月まで年間の保険料額が決定しません。確定した保険料額は、7月に通知します。

平成30年2月の年金から保険料を納付されている方が1回あたりの仮徴収額は2月の特別徴収額と同額となります。

合計金額が18万円以上であっても、個々の年金が18万円未満であれば普通徴収となります。

特別徴収額が決まってから特別徴収を開始すると、10月・12月・2月の3回のみで保険料を徴収することになるため、1回あたりの徴収額が高くなってしまう可能性があります。そこで、特別徴収の場合は4月・6月・8月に暫定金額として仮徴収を行うことで、1回あたりの徴収額の軽減を図っています。

#### ◆特別徴収となる方

①すでに後期高齢者医療保険料・介護保険料を年金からの特別徴収で納付しており、平成30年度の年金額が18万円未満の方

②平成29年10月1日までに、本市で後期高齢者医療制度に新たに加入または介護保険第1号被保険者(65歳以上)になった方

③平成29年10月1日までに、本市で後期高齢者医療制度に新たに加入または介護保険第1号被保険者(65歳以上)になった方

#### ◆普通徴収となる方

①平成29年10月1日までに、本市で後期高齢者医療制度に新たに加入または介護保険第1号被保険者(65歳以上)になった方

②平成29年10月1日までに、本市で後期高齢者医療制度に新たに加入または介護保険第1号被保険者(65歳以上)になった方

③平成29年10月1日までに、本市で後期高齢者医療制度に新たに加入または介護保険第1号被保険者(65歳以上)になった方

## ねんきんナビ

### 学生納付特例制度のご案内

学生の方で所得がない場合や少ないことにより、保険料を納めることが困難なときは、学生納付特例を申請することができます。前年の所得などを審査し、承認されると、保険料の納付が猶予されます。

承認された期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。

申請手続きは毎年必要です。お忘れなく!

▶申請できる方=20歳以上の学生で、前年所得が118万円以下の方

※前年所得が118万円を超えていても、退職を考慮した審査が受けられる場合があります(ただし、離職票等の添付が必要です)。

▶対象=大学(大学院)、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に在学する方

※国内に住所をおいたまま留学されている方はご相談ください。

▶学生納付特例の承認期間=4月(または20歳誕生日)から年度末(3月末)

申請方法等の詳細は問い合わせください。

千葉年金事務所 ☎043(242)6320

市民課高齢者医療年金班 ☎0475(70)0336

## 介護報酬が改定されました

4月1日から、介護報酬の改定により、各介護保険サービスの自己負担額が変更されます。金額等の詳細は担当ケアマネジャーや施設担当者にご確認ください。

市民課高齢者医療年金班 ☎0475(70)0336

千葉年金事務所 ☎043(242)6320